

中山カントリークラブ、川越カントリークラブ 及び武蔵野ゴルフクラブのご利用について

PGMプロパティーズ株式会社（以下、「当社」という。）は、SGMクラブの共通週日会員（以下、「SGM会員」という）の皆様が従前と同様に中山カントリークラブ（以下、「中山CC」という。）、川越カントリークラブ（以下、「川越CC」という。）ならびに武蔵野ゴルフクラブ（以下、「武蔵野GC」という。）の各対象ゴルフ場を利用できるよう、各社と取り決めをいたしましたので、その運用につきお知らせいたします。

1. プレー予約組数の運用

SGM会員が各対象ゴルフ場を利用できる1営業日当たりの組数は、中山CCが10組、川越CCが15組、武蔵野CCが10組です。但し、かかる組数には、高齢者優遇措置適用者が含まれます。また、会員はビジターを同伴し、又は紹介することができます。

2. プレー予約受付

SGM会員から各対象ゴルフ場に直接ご連絡していただきます。但し、SGMクラブ開催競技会の受付は、SGMサービスセンターが行います。

3. 会員証等の携帯義務

SGM会員が各対象ゴルフ場を利用する場合、所定の会員証及びネームプレートを携帯しなければなりません。

4. 利用約款等の遵守

SGM会員及び同伴又は紹介ビジターは、クラブ施設利用に際し、各対象ゴルフ場が定める利用約款等を遵守するものとします。

5. 各対象ゴルフ場開催平日競技会

SGM会員が各対象ゴルフ場で開催される平日競技会に参加することについて、その条件等を毎年末日までに公表します。

6. JGA・KGA開催競技会

SGM会員は各対象ゴルフ場を所属クラブとしてJGA又はKGA開催競技会に参加することはできません。

7. ハンディキャップ取得

SGM会員は、各対象ゴルフ場を所属クラブ（ホームクラブ）としてJGA等のハンディキャップを取得することができません。

8. 専用ロッカー及び保管庫（川越CCは保管庫のみ、武蔵野GCは専用ロッカーのみ）

SGM会員は各対象ゴルフ場の専用ロッカー又は保管庫をSGM会員が各対象ゴルフ場会社と締結する契約に基づき使用できます。

9. 高齢者優遇措置適用者

高齢者優遇措置適用者について、3. 及び5. を除き、上記条件が準用されます。

* なお、JGA・KGA主催競技への参加及びJGAハンディキャップの取得に対しては、従来と取扱いが変わりますが、所属クラブである総武カントリークラブにて取扱い可能ですのでご相談ください。

以上